

第3章 重点課題ごとの取組

基本方針

犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、「誰一人取り残さない」地域社会の実現に向け、国・県・市・民間団体等との連携を行うことで、再犯の防止を推進していきます。

立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりのため、再犯の防止の取組が広く周知されるよう、広報・啓発活動に取り組みます。

就労・住居などの生活基盤の構築に課題を抱える人、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする人、就学支援を希望する人など、様々な課題を抱える人が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、包摂的なサービスを提供するよう努めます。

重点課題は以下の通りとします。

1. 国・県・民間団体との連携強化
2. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進
3. 就労・住居の確保
4. 保健医療・福祉サービスの利用促進
5. 学校等における修学支援の実施

1. 国・県・民間団体との連携強化

<現状>

再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組だけでなく、住民に身近な各種サービスを提供している市の取組も重要となります。

また、刑事司法手続き終了後を含めた息の長い支援を実現していくためには、民間団体等との連携や協力が必要不可欠となっております。

行政機関のみでは対象者の情報収集手段に乏しいことから、各関係機関と垣根を越えて連携し、取組を進めることが重要となります。

<課題>

- ・再犯防止という視点から、桐生市がこれまで行ってきた住居、就労、保健、福祉、教育等の各種サービスを必要とする人に対して適切に提供するために、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、更生保護団体、民間団体等の専門知識や経験を有する機関や団体との垣根を越えた連携、協力体制の構築等が求められます。
- ・犯罪をした人等の中には、貧困や障害、依存症や十分な教育を受けていない等、複数の要因を抱えている人もいます。それぞれの人に対するニーズを把握し、包摂的な対応を行うために、市が適切な窓口へ繋ぐ必要があります。
- ・犯罪や非行をした人等の支援に必要な情報は、個人情報 の適切な取り扱いに配慮した上で、関係機関と情報共有を行う必要があります。

<市における取組>

- ・更生保護関係団体等との連携【福祉課】
再犯防止の推進のため、市内で活動する更生保護関係団体である、桐生保護区保護司会、桐生地区更生保護女性会、桐生市更生保護事業主会や、民間団体等と連携します。
- ・民生委員・児童委員との連携【福祉課】
地域状況を把握する民生委員・児童委員と連携することで、困り事のある住民の把握と支援を進めます。
- ・地域包括支援センターとの連携【健康長寿課】
介護・健康・福祉等で生活に不安がある人に対しての相談窓口である地域包括支援センターと連携し、相談支援の充実及び自立した生活の支援を行います。
- ・桐生市“社会を明るくする運動”推進委員会の連携【福祉課】
推進委員会の推進委員については、更生保護関係団体の他に市関係部局、警察機関、各地域の自治組織や民間団体等、幅広く構成されており、地域全体で連携して桐生市“社会を明るくする運動”の推進をします。
- ・生活支援体制整備事業【健康長寿課】
生活支援・介護予防サービス等の生活支援等サービスの充実を図るとともに地域支え合い推進協議体の活動を支援します。

- ・ 包括的な支援体制の整備促進【福祉課】
犯罪をした人等が円滑に社会復帰できるよう、重層的支援体制整備事業を始めとする包括的な支援体制の整備に取り組み、国・県・民間団体等、地域住民の連携した立ち直り支援への取組を推進します。

< 国・県・関係機関・団体等における取組 >

- ・ 生活環境の調整【前橋保護観察所・桐生保護区保護司会】
犯罪や非行をした人に対し、矯正施設入所中から引受人や帰住予定地の生活環境を調整します。また、矯正施設を満期釈放になった人に対しても、本人の申出があれば、更生保護施設や自立準備ホーム等と連携して住居の支援や協力雇用主や群馬県就労支援事業者機構等と連携して就労支援を行うなどの取組を実施します。
- ・ 保護観察対象者に対する指導監督・補導援護【前橋保護観察所・桐生保護区保護司会】
犯罪や非行をした人で保護観察に付されている人に対し、国、県、市町村、関係機関・団体との連携を強化し、保護観察における指導監督及び補導援護を行います。
- ・ 更生保護における地域援助【前橋保護観察所】
刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、その家族や支援者の方などからの相談を受け、相談内容に応じて関係機関等と連携するなどして、必要な情報提供や支援の調整などを行い、犯罪や非行をした人が地域の中で安心して生活できるようサポートします。
- ・ ハローワークとの連携【矯正施設・前橋保護観察所】
矯正施設入所者及び保護観察対象者等に対し、刑務所出所者等総合的就労支援対策等により、職業相談や職業紹介等を実施します。
- ・ 関係機関との連携【前橋地方検察庁】
罪を犯した高齢者・障害者等に対し、社会福祉士会、精神保健福祉士会、群馬県地域生活定着支援センター、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業、生活困窮者相談実施機関等と連携して支援を検討しています。

- ・地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた活動【法務少年支援センターぐんま（前橋少年鑑別所）】
一般の人々や関係機関・団体からの依頼に応じ、カウンセリングや心理検査を行うほか、学校教育機関からの依頼による法教育や各種講演・研修を実施し、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた活動を実施します。
- ・国、県、市町村、関係機関・団体との連携の強化【群馬県】
犯罪や非行をした人たちの社会復帰の推進を図るため、国、県、市町村、関係機関・団体との連携を強化し、立ち直り支援への取組を推進します。

2. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

<現状>

犯罪をした人等の社会復帰支援は様々な民間協力者の活動に支えられています。

その民間協力者の一つである保護司は、犯罪をした人等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

地域に根差した幅広い活動を行う更生保護女性会等、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、より多くの民間協力者に再犯防止等に向けた活動に参画してもらえよう、積極的な活動の促進と広報・啓発活動を行っていくことが重要となります。

<課題>

・保護司等の民間協力者は再犯防止を推進する上で必要不可欠であることから、再犯防止や更生保護の取組について市民の認知度を高めることや、民間協力者の活動について支援をする必要があります。

・再犯防止について、地域住民の理解と協力のもと、犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪をした人、犯罪被害者の両者への支援の拡充を図りつつ、広報・啓発活動を行う必要があります。

<市における取組>

・保護司会等の支援【福祉課】

再犯防止における、保護司、更生保護女性会員、更生保護事業主会員等の役割の重要性に鑑み、桐生更生保護サポートセンターにおける活動支援など、これら民間協力者への活動支援を推進します。

・保護司の面接場所確保【福祉課】

保護司の安全確保や保護司活動に伴う負担軽減のため、面接場所の相談があった場合に公民館等の身近な公共施設を利用できるように協力します。

・保護司に対する表彰【秘書室】

保護司として更生保護活動に長年貢献寄与し、功労顕著と認められる者に対して表彰を行います。

・桐生市“社会を明るくする運動”【福祉課】

桐生市“社会を明るくする運動”推進委員会を中心に、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるための運動に取り組みます。

- ・桐生市“社会を明るくする運動”市民大会【福祉課】
原則として毎年、桐生市“社会を明るくする運動”市民大会を開催しています。関係団体が集結して、内閣総理大臣からのメッセージ伝達式、“社会を明るくする運動”群馬県推進委員会作文コンテストの中学校の部代表者による作文朗読などにより意識醸成を図ります。
- ・桐生市“社会を明るくする運動”強調月間【福祉課ほか】
毎年7月を桐生市“社会を明るくする運動”強調月間とし、ポスター掲示、のぼり及び横断幕の掲揚、街頭啓発活動、小中学生への物品配付、市役所のデジタルサイネージへの掲示など市内各所にて啓発運動を実施します。
また、各地域に活動費を交付し、地域における“社会を明るくする運動”の推進に取り組みます。

＜国・県・関係機関・団体等における取組＞

- ・地域における犯罪や非行を防止する活動【桐生保護区保護司会】
地域や学校等で、犯罪や非行を防止する啓発活動を実施します。
- ・再犯防止啓発月間【前橋保護観察所・桐生保護区保護司会】
7月の再犯防止啓発月間を中心に、再犯防止に関する啓発活動を推進します。
- ・“社会を明るくする運動”作文を通じた啓発【桐生保護区保護司会】
“社会を明るくする運動”群馬県推進委員会作文コンテストに市内の中学生へ作文の応募を依頼することで、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考える機会を設けます。
- ・前橋矯正展等【前橋刑務所】
前橋矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、職業訓練見学会等を実施します。
- ・募集参観【少年院・法務少年支援センターぐんま（前橋少年鑑別所）】
地域住民などを対象とした募集参観を計画的に実施するなどして、広報啓発活動を積極的に行います。

- ・ 入口支援（被疑者・被告人に対して行われる社会復帰支援）の周知【前橋地方検察庁】
行政機関、福祉機関等に対して業務説明会等の広報活動を行うとともに、学生等を含む広く県民にも広報活動を通じて、入口支援等による再犯防止施策への理解が得られるように取り組みます。

- ・ 再犯の防止等に関する広報・啓発活動の実施【群馬県】
講演会等の開催や人権啓発イベントの実施、県のホームページ等を通じて、再犯の防止等に対する県民の関心を高め、理解の増進を図ります。

- ・ 法教育の充実【群馬県】
法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進します。

- ・ 上州くん安全・安心メール【群馬県警察】
不審者情報等の防犯情報や交通安全情報などをEメール配信します。

3. 就労・住居の確保

<現状>

国の再犯防止推進計画では、再犯時に無職であった人が約7割であると示されており、充実した就労支援等を行うことが再犯防止へ繋がることが期待されます。

現在行われている就労支援等の一例として、就労に必要な基礎的能力形成や資格取得等の指導・支援を受けること、刑務所出所者等を雇用する民間事業主である協力雇用主等の協力等が挙げられます。

また、安定した生活を形成するためには、出所時や満期釈放時に適切な帰住先を迅速に確保することが必要です。

関係機関がそれぞれの強みを活かして居住のための支援を行い、犯罪をした人等の社会復帰の一助となることを目指します。

<課題>

・就労について、犯罪をした人の中には、求職活動を行う上で、必要な知識・資格等を有していない場合や自らの能力に応じた適切な職業選択ができないことが多くあります。個々の能力に応じて活躍できる場を確保するために、刑務所出所者等に対する就職活動支援、職業定着支援等の充実を図るほか、障害のある出所者等に対して、福祉サービス等の就労支援機関に適切につなげていくことが求められます。

・住居について、出所後や更生保護施設等から退所後に、生活基盤が構築できずに再犯に至る人がいることが課題となっています。地域社会への復帰の第一歩としてまずは適切な居住先を確保することが求められます。

<市における取組>

・自立相談支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】

生活に困窮している人が就労等により自立できるよう、困りごとや不安に寄り添う相談支援を実施します。

・住居確保給付金事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方に対し、就職に向けた活動をする等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就労機会の確保に向けた支援を行います。

- ・就労準備支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】
定職に就くのが難しい人に対して、規則正しい生活習慣や身だしなみに関する助言や、一般就労に従事するための基礎能力形成の支援を実施します。
- ・協力雇用主への加点【契約検査課】
桐生市建設工事における級別格付の審査において、前橋保護観察所に協力雇用主として登録している建設業者へ「自立更生支援活動の実施状況」の評点について加点します。（詳細は「桐生市建設工事等請負業者選定要綱」を参照。）
- ・障害のある人等に対する就労支援の活用【福祉課】
障害のある人等が適切な就労支援が受けられるよう、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労支援を行う施設や障害福祉サービス等に適切につなげていくよう努めます。
- ・障害者施設等への支援【福祉課】
障害のある人の就労や経済的自立の支援となるよう、「障害者優先調達推進法」に基づき障害者施設等から優先的・積極的に物品やサービスを調達することを推進します。
- ・養護老人ホームへの入所措置【健康長寿課】
65歳以上で、身体・精神又は環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった人を対象に、養護老人ホームにて食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供します。
- ・住まいの確保【建築住宅課】
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居について、群馬県居住支援協議会と連携し、群馬あんしん賃貸ネットを紹介するなど、居住の安定を図ります。
- ・市営住宅への入居【建築住宅課】
市では、良質で低廉な家賃で提供可能な市営住宅を確保しており、募集状況などについて、「広報きりゅう」や「市のホームページ」を活用して情報提供を行います。

<国・県・関係機関・団体等における取組>

・求人・求職のマッチングの強化【刑務所】

受刑者に対し、矯正処遇としての職業訓練を含めた刑務作業、改善指導、教科指導だけでなく、出所後の就労を確保するための就労支援を実施しています。また、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結びつけるため、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置する等、矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携した求人・求職のマッチングを強化します。

・求人・求職のマッチングの強化【少年院】

少年院に入院した少年に対しては、矯正教育として職業生活指導、自立援助的指導及び職業能力開発指導を実施し、キャリアカウンセラー、ハローワーク職員による講話や社会福祉士による面接を行います。これに加え、刑務所と同様にコレワーク、ハローワークを通じた就労支援を行うことで、求人・求職のマッチングを強化します。

・刑務所出所者等の雇用促進【前橋保護観察所】

刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である協力雇用主の開拓・拡大を、ハローワークや群馬県就労支援事業者機構と連携して取り組みます。

・就労支援【桐生公共職業安定所（ハローワーク桐生）】

就労に関して専門的な相談を行うほか、定期的に職業訓練等のセミナーを実施し、刑務所出所者等の就労の幅を広げる取組を行います。

・高齢者の就労支援【桐生市シルバー人材センター】

企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の高齢者へ仕事を提供し、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりをすすめる、活力ある地域社会づくりに貢献します。

・職業訓練・指導の実施【矯正施設】

収容中に様々な資格や技能が身に付けられるよう、民間団体等の協力を得ながらその充実に努めています。

・協力雇用主の登録と刑務所出所者等就労奨励金制度【前橋保護観察所】

協力雇用主に対する刑務所出所者等就労支援奨励金の支給や、ハローワークと連携した刑務所出所者等総合的就労支援対策等に取り組んでいます。建築・土木業が多く、多種多様な受け皿を拡充します。

- ・生活環境の調整【前橋保護観察所・桐生保護区保護司会】（再掲）
犯罪や非行をした人に対し、矯正施設入所中から引受人や帰住予定地の生活環境を調整します。また、矯正施設を満期釈放になった人に対しても、本人の申出があれば、更生保護施設や自立準備ホーム等と連携して住居の支援や協力雇用主や群馬県就労支援事業者機構等と連携して就労支援を行うなどの取組を実施します。

- ・高齢又は障害により特に自立困難な人に対する生活環境の調整【前橋保護観察所】
矯正施設を出所等した後に、適当な帰住先がなかったり、福祉サービスによる支援が必要な人に対し、矯正施設入所中から、矯正施設及び群馬県地域生活定着センター等と協力して、釈放後に速やかに支援等につなげるための取組を推進します。

- ・入口支援（被疑者・被告人に対して行われる社会復帰支援）【前橋保護観察所】
起訴猶予者等で、適当な帰住先がなかったり、福祉サービスによる支援が必要な高齢者や障害のある人について、前橋地方検察庁及び群馬県地域生活定着支援センター等と協力して、釈放後に速やかに支援等につなげるための取組を実施します。

- ・様々な就労支援【群馬労働局】
就職支援ナビゲーターのハローワークへの配置、矯正施設及び前橋保護観察所等と連携した職業講話や職業相談・職業紹介の実施等、様々な就労支援を行います。

- ・ハローワークとの連携【矯正施設・前橋保護観察所】（再掲）
矯正施設入所者及び保護観察対象者等に対し、刑務所出所者等総合的就労支援対策等により、職業相談や職業紹介等を実施します。

- ・就職活動・職場定着支援【前橋保護観察所】
就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間事業者に「更生保護就労支援事業」を委託し、刑務所出所者等に対し、関係機関等と協力して、就職活動から職場定着まで寄り添い型の支援を実施します。

- ・ 保護観察所と連携した職業相談等就労支援の充実【群馬県】
県では、若者・女性・中高年齢者等の個々の実情に応じた職業相談・職業紹介を実施しています。刑務所出所者等からの相談があった場合、前橋保護観察所等と連携し、個々の実情に応じた就労支援に努めます。
- ・ 相談対応【少年院・法務少年支援センターぐんま（前橋少年鑑別所）】
少年院では、退院者等からの相談を受け付けます。法務少年支援センターぐんま（前橋少年鑑別所）では、刑務所出所者等又はその雇用主などの心理的な相談に対応する取組を行います。
- ・ 非行少年等に対する就労支援の実施【警察本部】
少年サポートセンター等において、支援活動対象となる少年に対し、必要な助言・指導を行う等の就労支援に取り組みます。
- ・ 各企業に対する広報・啓発の推進【群馬県】
刑務所出所者等の就労を含めた公正な選考採用や就職差別の撤廃について、広報媒体を通じた周知を実施するほか、前橋保護観察所や前橋刑務所等と連携し、協力雇用主制度やコレワークの仕組みの周知に協力します。
- ・ 企業等に対する働きかけの強化【警察本部】
社会復帰対策協議会を開催し、群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会定時総会において、関係機関・団体と暴力団離脱者の社会復帰に関する情報交換を図り、連携強化を図ります。
- ・ 離職した人の再就職支援【群馬県】
離職者等再就職訓練として、離職した人の早期の再就職を支援するため、職業訓練及び就職支援を民間の教育機関や企業等に委託し実施します。刑務所出所者等が訓練を受講する場合、保護観察所等関係機関と連携した支援を行います。
- ・ 障害のある人に対する総合的な就労支援【群馬県】
犯罪や非行をした障害のある人等が適切な就労支援を受けられるよう、市町村やハローワークなどの関係機関と連携し、障害のある人の就労支援を行う「障害者就業・生活支援センター」や障害福祉サービス等に適切につなげていくよう努めます。また、「バリアフリーぐんま障害者プラン8」に基づき、就労支援の充実や福祉施設から一般就労への移行等を図るとともに、就職後の定着支援体制の充実を促進します。

- ・ 児童自立支援施設退所者等における自立支援の充実【群馬県】
触法により児童自立支援施設等に措置され退所した人も含め、社会的自立を支援するため、児童自立生活援助事業を行う事業者に対し、運営費の一部を負担します。また、社会的養護自立支援事業を実施し、児童自立支援施設等を退所した人で特に支援が必要と認められる人に、生活相談や就労相談に応じるほか、居住費や生活費を支給します。
- ・ 賃貸住宅の供給の促進【群馬県】
群馬県居住支援協議会を通じて、住宅セーフティネット法に規定される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録促進を図り、不動産業者の協力の下、犯罪をした人等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に取り組みます。また、地域の居住課題に対応できる事業者の居住支援法人への指定を通じて、家賃債務保証や緊急連絡先対応等、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談等の支援を行います。

4. 保健医療・福祉サービスの利用促進

<現状>

犯罪をした人等には、高齢者や知的障害、精神障害を持つなどの福祉的ニーズを抱える人がいます。

国の第二次再犯防止推進計画では、出所後2年以内に刑事施設に再び入所する人のうち、65歳以上の高齢者の割合が最も高いことが指摘されています。

また、知的障害のある受刑者は、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかにされています。

現在、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の関係機関が連携して一人ひとりの適切な状況の把握に努めています。

桐生市においても、各機関との連携の強化を行い、出所後に適切な保健医療・福祉サービスへ繋げることで、安定した生活を営めるようにしていく必要があります。

更に、薬物等の依存症を持つ人に対しては、専門的な知識も必要となることから、専門機関と密接に連携し、切れ目なく支援が行われるようにしていくことが重要です。

<課題>

- ・すべての人が暮らしやすいまちづくりを行うため、地域に各種福祉制度を行き渡らせる必要があります。
- ・高齢者や障害のある人、薬物依存症等の依存性の高い病気を抱えている人等、社会的に孤立しやすい傾向のある人への支援は、関係機関同士が密接に連携して切れ目なく行われることが求められ、高齢や障害の状況の把握と、社会復帰後のきめ細やかな支援に結びつける体制を充実させる必要があります。

<市における取組>

・自立支援給付事業【福祉課】

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律による様々なサービスを組み合わせた各個人に合った支援を行います。

・基幹型相談支援事業【福祉課】

障害者相談支援専門員が、障害に関する悩み事や心配事等、総合相談を受け付けます。

- ・ 障害のある人に対する相談支援体制の充実・強化【福祉課】
地域における障害のある人に対する相談支援体制の充実・強化のため、取組の中核となる基幹型相談室と情報共有や共通課題の検討等の支援を行います。
- ・ 精神保健福祉相談の充実【福祉課】
精神保健福祉に関する相談を必要としている人に対して、電話相談や来所相談により精神保健福祉に必要な助言を行います。
- ・ フードバンク事業【福祉課】
企業及び個人から寄付で受け入れた食品を、生活資金が無く食糧の購入等ができない人に対し、無償で配布します。
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】（再掲）
生活に困窮している人が就労等により自立できるよう、困りごとや不安に寄り添う相談支援を実施します。
- ・ 住居確保給付金事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】（再掲）
離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方に対し、就職に向けた活動をする等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就労機会の確保に向けた支援を行います。
- ・ 就労準備支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】（再掲）
定職に就くのが難しい人に対して、規則正しい生活習慣や身だしなみに関する助言や、一般就労に従事するための能力形成の支援を実施します。
- ・ 生活保護制度【福祉課】
生活に困窮している人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を実施します。
- ・ 地域包括支援センターとの連携【健康長寿課】（再掲）
介護・健康・福祉等で生活に不安がある人に対しての相談窓口である地域包括支援センターと連携し、相談支援の充実及び自立した生活の支援を行います。
- ・ 生活支援体制整備事業【健康長寿課】（再掲）
生活支援・介護予防サービス等の生活支援等サービスの充実を図るとともに、地域支え合い推進協議体の活動を支援します。

- ・地域への訪問・生活支援等の実施【健康長寿課】
医療や介護が必要な高齢者が増加する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が急増すると見込まれることから、困りごとを抱えた高齢者が安心して暮らせるようにするため、関係機関とともに相談を受け、一人ひとりに合わせた生活支援サービスの提供を行います。
- ・薬物依存症等の相談に関する連携【福祉課】
薬物依存症者本人及び家族から相談があった際に、専門的な支援が可能な機関・団体等の窓口へ繋ぎ、情報提供等の連携に取り組みます。

＜国・県・関係機関・団体等における取組＞

- ・入口支援（被疑者・被告人に対して行われる社会復帰支援）【前橋保護観察所】（再掲）
起訴猶予者等で、適当な帰住先がなかったり、福祉サービスによる支援が必要な高齢者や障害のある人について、前橋地方検察庁及び群馬県地域生活定着支援センター等と協力して、釈放後に速やかに支援等につなげるための取組を実施します。
- ・罪を犯した人たちなどの立ち直りを支援する活動【保護司】
犯罪や非行をした人たちに寄り添い、立ち直りを助けるための、見守り、指導、相談支援等を行うほか、家族や働く場所など刑務所や少年院にいる人が帰ってくる場所の生活環境の調整を行います。
- ・改善指導の実施【矯正施設】
改善更生及び円滑な社会復帰に支障をきたすような事情の改善に資するよう特に配慮した指導を実施し、改善指導プログラムを通じて、受刑者等に福祉サービスの利用等を促す取組を行います。
- ・社会復帰支援の取組【前橋地方検察庁】
社会復帰支援担当を配置し、事件の発生後、捜査により明らかとなった犯行の動機・原因、犯人の境遇等を踏まえ社会復帰・更生等の支援が特に必要と認められた場合には、社会福祉士会、精神保健福祉士会、群馬県地域生活定着支援センター、前橋保護観察所等と連絡調整を行って協力し、刑事処分を見据えた社会復帰のタイミングを考慮しつつ、支援策を検討、策定します。

- ・ 関係機関との連携【更生保護施設】
更生保護施設群馬県仏教保護会は、群馬県地域生活定着支援センターと連携し、高齢者や障害のある人の引き受けについて積極的に取り組みます。
- ・ 生活福祉資金貸付・日常生活自立支援事業の実施【群馬県社会福祉協議会】
生活福祉資金貸付として無利子での貸付である緊急小口資金や総合支援資金等や、日常生活自立支援事業として家計管理を行います。
- ・ 地域生活定着支援センターの充実強化【群馬県】
犯罪や非行をした人等が、釈放後自立した生活を営むことが困難な場合に、保護観察所、行政機関や福祉関係者と連携し、受入れ施設のあっせんや福祉サービスの申請支援等に取り組みます。
- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携【群馬県】
前橋保護観察所が中心となり、前橋刑務所や群馬県地域生活定着支援センター、行政など関係機関で組織する「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の人の社会復帰に向けた地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連絡協議会（特別調整連絡協議会）」に参加し、刑事司法関係機関との連携を深め、手続の円滑化や研修等を通じた理解の促進に取り組みます。
- ・ 依存症を持つ人への支援【NPO法人群馬ダルク・藤岡ダルク】
薬物・アルコール・ギャンブルなどの依存症やそれに類する問題を持つ人への回復や社会復帰の支援を行います。
- ・ 指導の実施【矯正施設】
民間団体等の協力を得ながら、薬物依存離脱指導や薬物非行防止指導を行います。
- ・ 薬物再乱用防止プログラムの実施【前橋保護観察所】
依存性薬物の使用を反復する傾向を有する保護観察対象者への支援として、認知行動療法に基づく薬物再乱用防止プログラムの実施や、保護観察終了後を見据えた関係機関との連携等に取り組みます。また、矯正施設入所者の引受人や保護観察対象者の家族等を対象とした「引受人会・家族会」を実施します。

- ・薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【群馬県】
 薬物依存症者本人及び家族からの相談に幅広く対応できるよう、相談窓口の周知に努め、薬物依存症からの回復に向けた助言と関係機関の情報提供の充実を図ります。
- ・薬物依存症者の親族等の知識等の向上【群馬県】
 群馬県こころの健康センターにて、薬物依存症者等を抱える家族を対象とした家族教室を開催します。
- ・薬物依存症対策関係機関の連携強化【群馬県・警察本部】
 「群馬県薬物乱用対策推進本部」を中心に、関係機関・団体と連携し、薬物乱用とその弊害の根絶に向けた取組を推進します。
- ・薬物乱用防止パンフレット等の配布【警察本部】
 取締活動を通じて薬物乱用者やその家族等を対象として、資料の閲覧及び配布により薬物乱用の防止に関する基礎的な知識や官・民の相談先等に関する情報を提供します。
- ・薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【群馬県】
 薬物依存症者への支援を行う県・市町村職員、医療や司法関係者及び薬物依存の回復支援団体スタッフなどを対象に、依存症回復支援者研修会を開催します。

5. 学校等における修学支援の実施

<現状>

子ども・若者を取り巻く環境は、「ニートやひきこもりなど、若者の自立を巡る現状が深刻化している」、「児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫等依然として厳しい」、「子ども、若者の抱える困難は、複数の困難が複雑に絡み合っている」状況にあります。

全国の入所受刑者の33.8パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8パーセントは高等学校を中退しています。

群馬県の高等学校の中途退学者は毎年600人以上いることから、修学支援に取り組む必要は高いと言えます。

また、若年のうちに適切な学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一員として自立するために大変重要です。

<課題>

- ・学校や地域における非行の未然防止のための適切な教育・支援等の取組の充実を行うとともに、保護者との連携、居場所づくり、学習支援、就労支援等の立ち直り支援活動を通じて、集団的不良交友関係から切り離す必要があります。
- ・矯正施設や保護観察所と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、矯正施設からの進学・復学を支援するため、民間団体等、教育委員会及び学校間の連携が求められます。

<市における取組>

- ・子どもすこやかホットラインの実施【子育て相談課】
子どもと子育て中の保護者からの、悩みごとを電話相談にて応じます。また、匿名での相談にも応じます。
- ・子どもの居場所づくり応援事業【子育て相談課】
子どもが無料または低額で利用できる子ども食堂や学習支援を行っている団体への支援を行います。
- ・放課後児童クラブ運営事業【子育て支援課】
放課後児童クラブでは、保護者が仕事等のため昼間家庭にいない小学校・義務教育学校に就学している児童を対象に、学校の余裕施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供します。

- ・放課後子供教室事業【生涯学習課】
放課後や学校の休業日等に、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供することによって、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- ・教育支援センター「あぶろーち」【学校教育課】
不登校の小・中学校の児童・生徒に対して、指導員が各児童・生徒の主体性に応じた体験活動、学習活動を提供し、スクールカウンセラー等が定期的にカウンセリングを行うことで、児童・生徒の自立心や社会性を育み、学校生活・社会生活への復帰を支援します。
- ・教育研究所による教育相談に関する相談の受付【学校教育課】
保護者に対して学校生活、子どもの日常生活・行動等の抱えている問題について電話や来所等による教育相談を相談員が行い、相談内容に応じ関係機関と連携して支援を行います。
- ・教育研究所による教職員に対する支援【学校教育課】
不登校等の生徒指導上の問題をもつ児童・生徒に適切に対応できる教職員の増大を図るため、群馬県教育研究所連盟が定める教育相談研修講座の開講や教職員が様々な教育課題研究・教育相談研究の場の提供することで、専門的な知識・技能の習得、指導力の向上のための支援を行います。
- ・学校生活に関する相談の受付【教育環境課】
保護者からの学校生活に関する相談を電話で受け付けており、解決のため学校への取次ぎや、関係機関と連携した支援を行います。
- ・人間関係アンケートの実施【教育環境課】
学級での人間関係や学校生活への満足度をアンケートによって把握し、いじめ・不登校等の未然防止、早期対応に活かします。また、教職員の日常の観察とあわせ、よりきめ細かな児童生徒理解を行います。
- ・薬物乱用防止教育【教育環境課】
市内の小・中学校へ薬物乱用防止ポスターの掲示、啓発物品の配布を行います。また、外部団体が薬物乱用防止教室の実施を希望した際、学校との橋渡し役を担い、児童へのシンナー、大麻、覚せい剤、その他の薬物に対する正しい知識の伝達や、薬物乱用の未然防止に寄与します。

- ・青少年対策事業【青少年課】
青少年の非行防止、健全育成や環境浄化を図るため、関係機関・団体と連携して、巡回補導や相談、ネット見守り活動を行います。

<国・県・関係機関・団体等における取組>

- ・“社会を明るくする運動”作文を通した啓発【桐生保護区保護司会】（再掲）
“社会を明るくする運動”群馬県推進委員会作文コンテストに市内の中学生へ作文の応募を依頼することで、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考える機会を設けます。
- ・非行問題等への取組【桐生保護区保護司会】
小・中・高校生との交流・対話集会などにより、非行問題等に取り組みます。
- ・研修等の実施【桐生地区更生保護女性会】
10年以上にわたり桐生市内の小・中学校や特別支援学校を訪問し、薬物乱用防止教室を実施しており、今後も引き続き同取組を実施します。
- ・高等学校卒業程度認定試験等の実施【矯正施設】
矯正施設における修学支援として、施設内で高等学校卒業程度認定試験等を実施します。
- ・補習教科指導の実施【前橋刑務所】
義務教育未了者等に対して学校教育の内容に準ずる内容を指導する補習教科指導を行います。
- ・修学支援や復学の在り方について調整【赤城少年院】
義務教育が終了していない在院者の中には、在院中に中学校卒業を迎える人もおり、学校及び保護者と緊密に連携し、修学支援や復学の在り方について調整を行います。
- ・学校における適切な指導等の実施【群馬県】
県立高等学校・中等教育学校全校にスクールカウンセラーを配置し、不登校傾向など不安や悩みを抱える生徒等に対応します。

- ・地域における非行の未然防止のための相談支援【群馬県】
「群馬県子ども・若者支援協議会」では、高等学校中退などで学校を離れることとなった人が、再学習や就労といった希望内容に応じた支援機関につながるように支援します。
- ・地域における非行の未然防止のための学習支援【群馬県】
（公財）群馬県青少年育成事業団に委託し、実施している「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」を通じ、高校中退者等に対して高校卒業程度の学力を身に付けるための再学習支援を行います。
- ・警察における非行少年に対する支援【警察本部】
少年サポートセンターが大学生ボランティアを通じて、少年やその保護者からの修学に関する相談に対し、教育委員会や学校等の関係機関と連携して、適切に対処がなされるよう支援を行います。
- ・学校等と保護観察所が連携した支援等【群馬県】
県教育委員会では、前橋保護観察所と連携し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図ります。
- ・矯正施設と学校の連携による学びの継続に向けた取組の充実【群馬県】
県教育委員会では、研修等の実施にあたっては、矯正施設の職員を講師として依頼し学校に派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図ります。
- ・矯正施設からの進学・復学の支援【群馬県】
進学・復学にあたっては、矯正施設・保護観察所と学校関係者とが緊密に情報交換を行い、県教育委員会では、相互から情報を入手し、更なる理解や協力の促進に努めます。
- ・教育費負担軽減のための支援【群馬県】
就学支援金や奨学金・貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行います。